

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

琴浦町長 福本 まり子

市町村名 (市町村コード)	鳥取県東伯郡琴浦町 (313718)
地域名 (地域内農業集落名)	安田地区 (笹津・坂ノ上集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、平地農業地域の田畑型に該当し、水田地帯では水稻を中心に飼料作物、ミニトマト、すいか、メロンなどが作付されている。他の地区と同様に農業者の高齢化が進んでおり、将来、遊休農地の発生が懸念されることから今後さらに増えると予想される遊休農地をどうしていくか検討を必要としている地域である。地域の営農上の特徴としては、水田地帯においては、町の北に位置する集落の水田では水不足となっている水田も多く、その結果水田転作が進み、飼料作物やミニトマトをはじめとする施設園芸野菜が作付されている。施設園芸野菜ではミニトマトだけではなく春から夏にかけて多くのハウス内ですいか、メロンなどが作付されているが、かつて8戸あった生産者は5戸に減少している。このようなことから今後持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、地域住民を交えながら、現在、農地利用の大部分を担っている2戸の酪農家を中心に、若手の施設園芸農家や、従前の水田農家や施設園芸農家など、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化する必要がある。また、現在取り組んでいる多面的活動組織等地域全体で農地を保全管理を継続して続けられる仕組みの構築も含め、集落の住民が協力して農地の保全管理に取り組む体制の維持・強化を図る必要がある。

【地域の基礎的データ】

地域内の農業従事者数:89人(認定農業者等11人うち法人数1)

主な作物:水稻、酪農、飼料作物、ミニトマト、メロン、すいか

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内の2戸の酪農家に農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。再生事業等の活用により担い手に再配分を行い団地化を進める。このほか、地域コミュニティの活性化のため、減少傾向にある施設園芸農家の維持を図りつつ地域内外から新たな施設園芸野菜を含む農地を利用する者の人材を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、地域の農用地や水路等施設の維持管理が取組めるよう多面的活動組織による活動の推進を図り、地域と担い手が一体となって農用地を利用・維持管理をしていく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	54 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	54 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。 あわせて、地域内の耕作されている農用地に隣接する再生可能な荒廃農地に対し、農地中間管理再生活用事業など再生事業を実施し担い手へ貸し付ける取組みを進めることにより、実効性の高い担い手への農地集積・団地化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
アンケートにより貸付意向を有する者の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
酪農家など大型機械を有する担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備について検討するとともに機械の大型化に対応した農道や進入路などの拡幅、老朽化した水路等用排水設備の改善について農用地の大区画化・汎用化等の実施にあわせて実施するよう検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
町や集落、JA及び生産組合(生産部)と連携し地域内外から多様な経営体の受入について、生産する農地や空き家の情報提供、あっせんをし栽培技術や優良な中古品を含む農業用機械の購入・レンタルなどの支援に協力することで相談から定着まで切れ目のない取組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため水稻の刈り取り作業はコンバイン組合等へ委託するとともに、水稻の田植作業は筥津集落の水稻農家で組織する「筥津田植機組合」で購入した田植え機を共同利用して作業を実施。さらに高齢化により作業が困難な者はJAに作業を委託する。 また、青刈りとうもろこしなど飼料作物については、町内の飼料生産組合である大山ビューコントラ組合などへの委託を行い進めるものとする。 草刈り等については、所有者又は耕作者が民間事業者や琴浦町シルバー人材センター、その他実施可能な事業者を活用して実施する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害が見られる場所は、防護網やワイヤーメッシュ、電気柵など鳥獣被害防止対策を講ずるとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。
- ③担い手の農作業の効率化を図るため、機械の導入や、更新を図るときは、GPS搭載や、自動操縦トラクターなど、スマート農業機器の導入を図るとともにオペレーター人材の育成・確保に努める。また、ミニトマト栽培における温度管理や収穫の自動化など、栽培の省力化を目指す。
- ⑦農地や水路の保安全管理については、中山間地等直接支払交付金制度や、多面的機能支払交付金制度を活用しながら、井手さらえなど、住民相互の活動により保安全管理を行う。
- ⑧集落内にある堆肥舎等については、近隣農地への環境に配慮し、家畜排せつの堆肥化を適切に行うため、施設管理を行い、必要に応じて修繕などを行い、衛生管理に努める。また、酪農家の継続的な営農を図るため、適切な飼養管理が図れるよう、温度管理等の容易なスマート農業技術を活用した牛舎の改修や機器の導入。さらに水門を含む水路等の管理については、活動組織により維持・補修を行う。
- ⑨集落で生産された飼料作物は、地域内の酪農家など畜産農家に供給しつつ、畜産農家からの家畜排泄物については、堆肥化し希望する地域内農用地で活用するとともに、地域の稲わらを酪農家に提供し、資源循環の耕畜連携に取り組むものとする。
- ⑩-1集落協定や多面的活動組織において生じているマンパワー不足を補うため、人材確保のほか集落や組織・団体の連携を図り、地域全体で一体的に取り組む方法を検討する。
- ⑩-2地域内の牛舎などの畜産施設やその他ハウスなどについては、省エネ等環境に配慮した生産が可能となるよう施設改修も含んだ取組みを行う。